地方独立行政法人大牟田市立病院ボランティア受入要綱

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人大牟田市立病院(以下「当院」という。)におけるボランティア活動の受入れについて必要な事項を定めるものとする。

(所管担当)

第2条 ボランティアに関する事務は、事務局総務課庶務担当で処理することとする。

(受入内容)

- 第3条 ボランティアとして受入れる活動内容は次のとおりとする。
 - (1) 外来・入院患者に対する支援
 - (2) 療養環境を充実させるための支援
 - (3) その他、理事長が必要とする支援

(受入審查等)

- 第4条 ボランティア申込み及び変更は書面(様式1)で行うこととし、受入れの可否については、理事長が決定する。
- 2 受入れ可否の結果についてはボランティア申込者へ書面(様式2)により通知する。
- 3 活動中のボランティアが次の各項いずれかに該当した場合は、理事長はボランティア受入許可を取り消すことができる。
- (1) ボランティア心得を守らず、担当職員の指示に従わなかった場合
- (2) 病院運営上好ましくない言動が見られた場合
- (3) 言動が著しく品位に欠け、患者との間にトラブルが見られる場合
- (4) その他ボランティア活動に不適当とみなされた場合

(費用負担)

第5条 ボランティア従事者の活動に当たっては無償とする。ただし、材料費については当院の負担とすることができる。

(名札及びユニフォームの貸与)

- 第6条 ボランティア活動を行う者に名札及びユニフォームを貸与することができる。
- 2 ユニフォームは、ボランティアの活動内容を勘案するとともに、必要性を考慮して、予算の範囲内で貸与することができる。

- 3 貸与された名札並びにユニフォームは、ボランティア活動中着用しなければ ならない。
- 4 名札並びにユニフォームは個人管理とし、ボランティア活動を中止する場合に返却するものとする。

(個人情報保護)

第7条 ボランティア従事者は、ボランティア活動の実施に当たり知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。ボランティア活動を終了した後についても同様とする。

(ボランティア保険)

第8条 ボランティア活動中の不慮の事故の補償のため、ボランティアの活動 内容により保険に加入させることができるものとする。この場合において、ボ ランティア保険に係る費用は、予算の範囲内において当院で負担することが できる。

(表彰)

第9条 理事長はボランティア活動に対して、感謝状等の表彰を行うことができる。

(支援)

第10条 事務局総務課庶務担当は、ボランティア活動の支援を目的として、ボランティア従事者へ意見要望等の聴取を行うことができる。聴取した意見要望等についての必要な支援内容については、調整会議及び幹部会議に諮って決定する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めのない事項については、調整会議及び幹部会議に諮って決定する。

付 則

この要綱は平成28年2月1日より施行する。

付 則

この要綱は令和4年7月1日より施行する。